

令和5年度高知県献血推進計画

令和5年3月31日

高 知 県

令和5年度高知県献血推進計画

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第5項の規定に基づき定める令和5年度の本県の献血の推進に関する計画である。

1 令和5年度に献血により確保すべき血液の目標量

令和5年度は、県内の医療機関への近年の輸血用血液製剤供給の動向や、血漿分画製剤を国内自給するために必要な原料血漿として毎年度国から本県に割り当てられた量（令和5年度割当量：8,704㍓）などに基づき、高知県赤十字血液センターと協議のうえ、献血により確保すべき血液の目標量及び献血者の目標者数を次のとおりとする。

令和5年度 献血目標量 12,719㍓
献血目標者数 28,334人

採血区分		献血者数（人）			血液量（L）
		移動採血車	献血ルーム	合計	
全血献血	400mL	14,021	5,280	19,301	7,720
	200mL	0	124	124	25
		14,021	5,404	19,425	7,745
成分献血		0	8,909	8,909	4,974
合計		14,021	14,313	28,334	12,719

2 目標量を確保するために必要な措置に関する事項

（1）関係者の役割

- ① 県は、献血に関する効率的な献血推進計画を策定し、それに基づき、県民の理解を深め、広報や献血推進組織の育成等の献血を推進していくために必要な施策を実施するとともに、高知県赤十字血液センターの献血受け入れが円滑に実施されるよう、必要な措置を講ずる。

また、各福祉保健所においては管内市町村と連携を図り、地域住民への啓発を積極的に行うなど献血者の確保に努める。

- ② 市町村は、県と協力して、より多くの住民に献血へ協力していただくため、地域の実情に応じた啓発を行うことで、献血への理解を深めるとともに、高知県赤十字血液センターの献血受け入れが円滑に実施されるよう、献血会場の確保等の配慮を行う。

- ③ 高知県赤十字血液センターは、県及び市町村等が行う献血推進の取り組みに積極的に協力し、献血者に必要な情報を提供すること等により献血への一層の理解と協力を呼びかける。

また、献血者に安心、安らぎを与える環境作りや、地域の実情に応じた移動採血車による計画的採血及び献血受入時間帯の設定等を行い、県民が継続して献血に協力できるための受け入れ体制を整備する。

(2) 献血に関する普及啓発活動の実施

① 献血推進キャンペーン月間運動の実施

県は、市町村及び高知県赤十字血液センター等と連携し、献血者の安定的な確保並びに安全な血液の確保を図るため、次のとおり献血推進キャンペーンや月間運動を実施する。

また、ボランティア組織等との連携を強化し、各種街頭キャンペーンの実施に協力する。

国・日本赤十字社・県が主催する主な月間行事等	
7月	「愛の血液助け合い運動」月間
1月～2月	「はたちの献血」キャンペーン

② 広報活動

愛の血液助け合い運動月間及びはたちの献血キャンペーン期間を中心に、各広報媒体（ポスター・チラシ・新聞・ラジオ・テレビ・SNS等）を効果的に活用し、献血の重要性や必要性を広く県民に呼びかけ、献血へご協力をいただけるよう、広報・普及活動を積極的に実施する。

高知県赤十字血液センターは、県、市町村、製造販売業者等の協力を得て、普及啓発資材等を活用し、近年需要が増大している血漿分画製剤について、献血から得られた血液を原料とすることや、多くの疾患の治療に欠かすことができないことなどを周知するとともに、安定供給が確保されるよう、成分献血への協力を呼びかける。

③ 献血推進組織等の育成

広く県民に献血の重要性の理解と協力をいただくためには、組織的な普及啓発活動の展開が欠かせない。

このため、県は、地域に密着した啓発活動の推進に向け、委嘱している献血推進員への献血の普及に関する知識・意識の向上に努めるとともに、各市町村に設置されている献血推進協議会や献血推進会の活動を支援する。

また、ライオンズクラブ、高知県学生献血クロス倶楽部、赤十字奉仕団などのボランティア組織や献血協力事業所等との連携を強化し、その献血推進活動を支援する。献血協力事業所等に対しては、その社会貢献活動の一つとして献血の推進を促し、また地域の実情に即した方法で、特に 20 代・30 代の労働者の献血促進について協力を求める。

④ 献血推進協議会の活用

県は、県民に献血や献血により得られた血液を原料とした輸血用血液製剤及び血漿分画製剤（以下「血液製剤」という。）への理解と協力を求め、血液事業の適正な運営を確保するため、高知県献血推進協議会を開催するものとする。

本協議会を活用することにより、高知県赤十字血液センター及び血液事業に関わる医療関係者・教育機関・報道機関・ボランティア組織等と連携して、高知県献血推進計画の策定を始めとした、献血に関する事業の推進等について検討する。

⑤ 献血功労者表彰式の開催

県は、献血運動の推進に積極的に協力し、模範となる実績を示した団体又は個人に対し、知事感謝状の贈呈を行い、献血運動の推進に資する。

⑥ 若年層等に対する献血への理解を深めるための普及啓発

県及び高知県赤十字血液センターは、献血者が減少傾向にあることや、少子高齢化の加速により献血可能人口が減少していくことから、特に将来を担う若年層等の献血への理解の促進を図る。

高校生や学生等への若年層に対しては、LINE による献血への協力依頼、また Twitter 及び Facebook による献血イベント・キャンペーンのお知らせや学生イベントの活動報告等、SNS 等を主体に様々な広報手段を用いて、気軽に目に触れる機会を増やすとともに、高知県学生献血クロス倶楽部等のボランティア組織と連携し、若年層を対象としたキャンペーンを実施する等、同世代からの働きかけを通じ、血液及び献血への正しい知識の普及啓発に努める。

特に、献血率の減少傾向が続いている 20 代・30 代の方へは、Web による献血の予約も可能となる献血 Web 会員サービス「ラブラッド」の活用を促すなど、長期にわたり複数回献血に協力してもらえるような普及啓発、環境整備に努める。

また、高知県赤十字血液センターは、若年層や企業等に対して献血の意義や血液製剤について分かりやすく説明する「献血セミナー」や血液センターでの体験学習等を積極的に行い、正しい知識の普及啓発と協力の確保を図るとともに、特に献血可能年齢未満もしくは献血未経験者である学生等の潜在的な献血者に対しては、「献血セミナー」の機会等を活用し、簡便な献血予約や献血の検査記録閲覧、献血カード機能の実装等による利便性を提供する「ラブラッドアプリ」の利用を啓発する。その啓発にあたっては、県、市町村、献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得る。

県及び市町村は、若年層や企業等の献血への関心を高めるため、高知県赤十字血液センターと連携し、血液センターの実施する「献血セミナー」や体験学習を、積極的に活用してもらえるよう学校等に情報提供を行うとともに、献血推進活動を行うボランティア組織との有機的な連携を確保する。

⑦ 複数回献血の推進

県及び高知県赤十字血液センターは、献血 Web 会員サービス「ラブラッド」を周知し、同サービスへの登録を促進するとともに、複数回献血の重要性や安全性を啓発する。特に、若年層に対しては、「⑥ 若年層等に対する献血への理解を深めるための普及啓発」等の取り組みを通じて、複数回献血の推進を図る。

(3) 献血の推進に際し、配慮すべき事項

① 献血者が安心して献血できる環境の整備

高知県赤十字血液センターは、献血者の個人情報の保護や、採血の業務の管理を適正に行うことによる採血時の安全性の確保、採血時の事故に備える等、献血者が安心して献血できる環境の整備を行う。採血時には事前説明を十分に行い、丁寧な処遇に留意することで、初回献血者が抱いている不安等を払拭することに努めるとともに、献血が出来なかった者に対しては、その理由について分かりやすく説明するなど、その後の献血推進への協力につながるよう配慮する。

また、新興・再興感染症のまん延下においても献血者が安心して献血できるよう感染防止対策を講ずるとともに、献血者に対し、対策についての適切な情報発信を行う。

県は、こうした取り組みを支援するため、献血会場として公共施設の提供、献血バスの駐車場所の確保などを関係者に対して積極的に呼びかけ、高知県赤十字血液センターによる献血の受け入れに協力する。

② 血液製剤の安全性の向上に関する啓発

県及び市町村、高知県赤十字血液センターは、HIV 等の感染症の検査を目的とした献血を防止するための周知を積極的に行う。

3 その他献血の推進に関する重要事項

(1) 献血推進施策の進捗状況等に関する確認・評価

県は、血液事業の担当者が協議する会議を開催し、献血推進のための施策の進捗状況について確認及び評価を行うとともに、高知県赤十字血液センターによる献血の受け入れの実績についての情報を把握し、必要に応じ、献血推進のための施策の見直しを行うことに努める。

そのため、県は次のとおり会議を開催する。

- ・市町村献血担当者会議（5～6月）

（2）血液製剤の適正使用の推進

県は、高知県赤十字血液センターと連携し、医療関係者に対して、「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」の周知徹底を図るとともに、高知県合同輸血療法委員会において、県内医療機関の血液製剤の使用状況を分析・評価し、情報を共有することにより、血液製剤の適正使用を推進する。

（3）血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の適切な対応

県は、血液製剤（特に有効期間の短い血小板製剤と赤血球製剤）の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、早急に必要な対策を講ずる。

（4）災害時などにおける血液製剤の確保

県は、高知県赤十字血液センターと連携して、血液製剤が円滑に現場に供給されるよう高知県災害時医療救護計画に基づき、災害時における血液製剤の確保に必要な対策を講ずる。

高知県赤十字血液センターは、採血事業が医療体制の維持に不可欠なものであることを踏まえ、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、医療需要に応じた血液製剤の安定供給を図るため、県、市町村の協力を得て、安心・安全な献血環境の保持と献血者への感染防止を図るとともに、様々な広報手段を用いて献血への協力を呼びかける。

※献血推進計画についてのお問い合わせ先

高知県健康政策部薬務衛生課

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

TEL (088) 823-9682

※献血についてのお問い合わせ先

各市町村役場又は

高知県赤十字血液センター

〒783-0043 南国市岡豊町小蓮448番地

TEL (088) 866-6667

献血ルーム「ハートピアやまもも」

〒780-0870

高知市本町1丁目1番3号朝日生命高知本町ビル2F

TEL (088) 822-5454